

# 老人福祉センター横浜市うらしま荘指定管理者（第5期）公募 質問書に対する回答一覧

令和8年6月1日 神奈川県地域振興課

受付番号 (受付順)	分類	ページ	項目	質問内容（質問書原文）	回答
1	公募要項	16ページ	5 公募及び選定に関する事項 (4) 応募手続について	添付書類の中の履歴事項全部証明書及び納税証明書3の3については、同一の区が所管する複数の施設に応募する場合、任意の一つの施設の応募書類に原本を添付することを可とするとあります。これは条例施設ごとではなく、異なる条例施設であっても横断的にコピーが提出できる解釈で良いのでしょうか。	ご認識のとおりで問題ございません。
2	公募要項	2ページ 27ページ	4 横浜市「老人福祉センター」の概要 (4) 職員配置及び経費等（施設運営体制） イ 指定管理料 8 実施事業 (3) その他 ア 自主事業の実施 (イ) 費用について (ウ) 収益の取扱い	2頁には指定管理者に対して支払う指定管理料は、社会福祉事業として行われる資産の譲渡等に当たり、消費税法の規定により消費税非課税とあります。一方で、27頁には自主事業については指定管理料を充当できないとありますので、A型B型の自主事業に伴う収益は課税で消費税等が生じるということでしょうか。	消費税課税・非課税の判断にあたっては、指定管理業務であるか、自主事業であるかといった制度上の区分によるものではなく、当該事業が老人福祉センターの設置目的に基づく事業に位置付けられるかどうかによって判断することとなります。 そのため、一律に自主事業であるから課税処理が必要になるというのではなく、個別での判断となります。 なお、自主事業の課税、非課税に関わらず、自主事業に係る経費に指定管理料を充当することはできません。